

平成30年1月22日

PTA会員のみなさまへ

大阪市立美津島中学校  
校長 長吉 紀郎  
PTA会長 稲葉 弘美

## 平成29年度 PTA臨時総会のご案内

新春の候、保護者のみなさまにおかれましてはますますご健勝のこととお喜び申しあげます。

平素は、本校の教育活動推進のために、またPTA活動に多大なるご支援を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、下記案件について臨時総会を開催いたしますので、何かとお忙しいとは思いますが万障お繰り合わせのうえご参加くださいますようご案内申しあげます。

### 記

1. 日 時 2月2日(金)  
午後7時00分より

2. 場 所 美津島中学校 大会議室

3. 案 件 1. PTA規約改定(案)について  
第6章 第9条

2. PTA規約追加する項目(案)について  
追加…第12章 第23条

※1. 2. についての詳細は裏面にて表示しております。

\*欠席される場合は、恐れ入りますが「委任状」を2月2日(金)までに学級担任まで  
ご提出ください。

×—————×—————×

2/2提出締切 平成29年度PTA臨時総会

### 【委任状】

平成30年 月 日

PTA会長様

2月2日の臨時総会における決議において、PTA会長または( )様に  
一切委任いたします。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_組 \_\_\_\_\_番

生徒の名前 \_\_\_\_\_

会員または保護者の名前 \_\_\_\_\_

(印),

## 平成29年度PTA臨時総会

表面、記3. 案件についての詳細

### 1. PTA規約改定（案）について

#### 現在の規約

第6章 役員とその選挙

第9条 本会に下記役員をおく。

- (1) 会長 1名 保護者
- (2) 副会長 1名乃至2名 保護者（2名のときは男女1名）
- (3) 書記 1名 教職員又は保護者
- (4) 会計 1名 教職員又は保護者
- (5) ①役員または男女のいずれかにかたよってはならない。  
②役員は他の役員又は会計監査委員を兼ねることはできない。

#### 改正案

第6章 役員とその選挙

第9条 本会に下記役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以上
- (3) 書記
- (4) 会計
- (5) ①役員はPTA会員から選出する。  
②役員は会計監査委員を兼任することはできない。

### 2. PTA規約追加する項目（案）について

第12章 個人情報の取り扱い

第23条 本校PTA活動を推進するために必要とする個人情報の取得・利用及び管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。